

平成 18 年 4 月 10 日

各 位

不動産投信発行者名

東京都新宿区西新宿六丁目 8 番 1 号
住友不動産新宿オークタワー27 階
東京グロースリート投資法人
代表者名 執行役員 土屋 孝樹
(コード番号：8963)

問合せ先

株式会社パワーインベストメント
運用管理部長 大塚 雅一
(TEL 03-5322-7451)

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

東京グロースリート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、平成 18 年 4 月 3 日開催の役員会におきまして、規約変更及び役員選任に関し、下記の通り投資主総会に付議することを決議しましたのでお知らせします。

なお、下記事項は平成 18 年 5 月 2 日に開催される本投資法人の投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約変更の主な内容及び理由について

第 3 条、附則関係

本投資法人の移転に伴い、本店所在地「東京都新宿区」を「東京都千代田区」に変更し、本投資法人の役員会において本店移転日を決議し、本店移転を実施したときから適用するものであります。

第 4 条、第 15 条、第 17 条、第 24 条第 2 項、第 29 条第 3 項、第 30 条、第 35 条関係
商法改正、会社法施行並びにこれに伴う投資信託及び投資法人に関する法律の改正に伴い、字句や表現等所要の修正を行うものであります。

第 15 条関係

店頭売買有価証券市場の取引所有価証券市場への組織変更に伴い、所要の変更を行うものであります。

第 18 条第 2 項関係

投資主総会の開催において、柔軟な運営を可能にするため、投資主総会を東京都 23 区内のいずれかにおいて招集する旨の条項の新設を行うものであります。

第 37 条第 1 項、附則関係

本投資法人の資産運用会社の名称変更および移転に伴い所要の変更を行い、平成 18

年5月において、名称および住所がそれぞれ変更されたときから適用するものであります。

第15条、第38条関係

表現の明確化をはかり、その他字句の修正を行うものであります。

(規約変更の詳細については、添付資料「投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

2. 役員選任の主な内容について

執行役員1名及び監督役員1名より、次回の投資主総会終結の時をもって辞任の申出があったため、平成18年5月2日に開催される本投資法人の投資主総会におきまして、これに代わる執行役員1名及び監督役員1名の選任について議案を提出するものであります。

(役員選任の詳細については、添付資料「投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

3. 投資主総会等の日程

平成18年4月3日	投資主総会提出議案の役員会承認
平成18年4月17日	投資主総会招集通知の発送(予定)
平成18年5月2日	投資主総会(予定)

以上

<添付資料>

投資主総会招集ご通知

本日この資料は次の記者クラブに配布しています：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

平成18年4月17日

投資主各位

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
住友不動産新宿オークタワー27階
東京グロースリート投資法人
執行役員 土屋孝樹

投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本投資法人の投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討頂き、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席されず、かつ議決権行使書用紙が平成18年5月1日までに到着しないときは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第93条第1項および以下の本投資法人規約第23条第1項により、本投資主総会の議案につき賛成されたものとみなされます。

(本投資法人規約抜粋)

第23条(みなし賛成)

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなします。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年5月2日(火曜日)午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
新宿住友ビル47F スカイルームB 5・6

3. 会議の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」(2頁から6頁)に記載のとおりであります。
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 監督役員1名選任の件

以 上

(お願い)

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である株式会社パワーインベストメントによる「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使についての参考書類

1. 各議案における議決権を有する投資主が有する投資口の総口数 28,898口

2. 議案に関する参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

(1) 変更箇所および変更の理由

第3条、附則関係

本投資法人の移転に伴い、本店所在地「東京都新宿区」を「東京都千代田区」に変更し、本投資法人の役員会において本店移転日を決議し、本店移転を実施したときから適用するものであります。

第4条、第15条、第17条、第24条第2項、第29条第3項、第30条、第35条関係
 商法改正、会社法施行並びにこれに伴う投資信託及び投資法人に関する法律の改正に伴い、字句や表現等所要の修正を行うものであります。

第15条関係

店頭売買有価証券市場の取引所有価証券市場への組織変更に伴い、所要の変更を行うものであります。

第18条第2項関係

投資主総会の開催において、柔軟な運営を可能にするため、投資主総会を東京都23区内のいずれかにおいて招集する旨の条項の新設を行うものであります。

第37条第1項、附則関係

本投資法人の資産運用会社の名称変更および移転に伴い所要の変更を行い、平成18年5月において、名称および住所がそれぞれ変更されたときから適用するものであります。

第15条、第38条関係

表現の明確化をはかり、その他字句の修正を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第3条（本店の所在する場所） 本投資法人は、本店を東京都新宿区に置くこととします。	第3条（本店の所在する場所） 本投資法人は、本店を東京都千代田区に置くこととします。
第4条（公告の方法） 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載します。	第4条（公告の方法） 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。

現 行 規 約	変 更 案
<p data-bbox="173 164 496 188">第3章 資産運用の対象及び方針</p> <p data-bbox="117 196 552 284">第15条（資産評価の方法、基準及び基準日） 本投資法人の資産評価の方法は、下記の通り 運用資産の種類毎に定めます。</p> <p data-bbox="143 292 462 316">（以下(1)から(3)につき記載省略）</p> <p data-bbox="143 323 272 347">(4) 有価証券</p> <p data-bbox="182 355 552 411">証券取引所に上場されている有価証券 （記載省略）</p> <p data-bbox="182 419 361 443"><u>店頭売買有価証券</u></p> <p data-bbox="182 451 552 762"><u>証券業協会（店頭売買有価証券が2以 上の証券業協会に備える証券取引法第 75条第1項に規定する店頭有価証券登 録原簿に登録されている場合には、当 該店頭売買有価証券が主として取引さ れている証券業協会とします。）が開 設する店頭売買有価証券市場又はこれ に類似する市場で外国に所在するもの における最終市場価格に基づき算出し た価格により評価します。</u></p> <p data-bbox="182 770 462 826"><u>上記</u> 及び <u>以外</u>の有価証券 （記載省略）</p> <p data-bbox="143 834 294 858">(5)（記載省略）</p> <p data-bbox="143 866 272 890">(6) 金銭債権</p> <p data-bbox="182 898 552 1145">取得価額から貸倒引当金を控除した金 額とします。但し、債権を債権金額よ り低い価額又は高い価額で取得した場 合において、取得金額と債権金額の差 額の性格が金利の調整と認められると きは、償却減価法に基づいて算定され た価額から貸倒引当金を控除した金額 とします。</p> <p data-bbox="143 1153 249 1177">(7) その他</p> <p data-bbox="182 1185 294 1209">（記載省略）</p> <p data-bbox="182 1217 552 1401">資産運用報告書等により評価額を開示 する目的で評価する場合には、第1号 の「取得価額から減価償却累計額を控 除した価額」を「不動産鑑定士による 鑑定評価に基づいて算定した価額」と 読み替えるものとします。</p> <p data-bbox="143 1409 294 1433">(8)（記載省略）</p>	<p data-bbox="621 164 944 188">第3章 資産運用の対象及び方針</p> <p data-bbox="565 196 1002 284">第15条（資産評価の方法、基準及び基準日） 本投資法人の資産評価の方法は、下記の通り 運用資産の種類毎に定めます。</p> <p data-bbox="591 292 932 316">（以下(1)から(3)につき現行どおり）</p> <p data-bbox="591 323 720 347">(4) 有価証券</p> <p data-bbox="630 355 1002 411">証券取引所に上場されている有価証券 （現行どおり）</p> <p data-bbox="742 419 809 443"><u>（削除）</u></p> <p data-bbox="608 770 820 826"><u>上記</u>以外の有価証券 （現行どおり）</p> <p data-bbox="591 834 753 858">(5)（現行どおり）</p> <p data-bbox="591 866 720 890">(6) 金銭債権</p> <p data-bbox="630 898 1002 1145">取得価額から貸倒引当金を控除した金 額とします。但し、債権を債権金額よ り低い価額又は高い価額で取得した場 合において、取得金額と債権金額の差 額の性格が金利の調整と認められると きは、償却原価法に基づいて算定され た価額から貸倒引当金を控除した金額 とします。</p> <p data-bbox="591 1153 697 1177">(7) その他</p> <p data-bbox="630 1185 753 1209">（現行どおり）</p> <p data-bbox="630 1217 1002 1401">資産運用報告書等により評価額を開示 する目的で評価する場合には、第1号 の「取得価額から減価償却累計額を控 除した価額」を「不動産鑑定士による 鑑定評価額又は調査価額」と読み替え るものとします。</p> <p data-bbox="591 1409 753 1433">(8)（現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
第 4 章 計 算	第 4 章 計 算
<p>第17条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載された投資主又は登録質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行います。</p> <p>（以下(1)から(4)につき記載省略）</p> <p>(5) 分配金の分配方法 分配金は、金銭により分配するものとし、決算期現在の投資主名簿に記載のある投資主又は登録質権者を対象に、投資口の保有口数に応じて分配します。</p> <p>(6) 分配金の時効等 投資主又は登録質権者に対する分配金は、その支払開始の日から満3年を経過したときに、本投資法人はその支払の義務を免れるものとします。なお、未払い分配金には利息を付さないものとします。</p>	<p>第17条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載された投資主又は登録投資口質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行います。</p> <p>（以下(1)から(4)につき現行どおり）</p> <p>(5) 分配金の分配方法 分配金は、金銭により分配するものとし、決算期現在の投資主名簿に記載のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、投資口の保有口数に応じて分配します。</p> <p>(6) 分配金の時効等 投資主又は登録投資口質権者に対する分配金は、その支払開始の日から満3年を経過したときに、本投資法人はその支払の義務を免れるものとします。なお、未払い分配金には利息を付さないものとします。</p>
第 5 章 投資主総会	第 5 章 投資主総会
<p>第18条（招集） （記載省略） （新設）</p>	<p>第18条（招集） （現行どおり） <u>2. 投資主総会は、東京都23区内のいずれかにおいて招集します。</u></p>
<p>第24条（基準日） （記載省略）</p> <p>2. 前項のほか、必要があるときは、役員会の決議により、<u>予め公告して</u>、一定の日における投資主名簿に記載されている投資主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録質権者とするものとします。</p>	<p>第24条（基準日） （現行どおり）</p> <p>2. 前項のほか、必要がある場合は、役員会の決議によって、<u>予め公告して</u>、一定の日における投資主名簿に記載されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使することができる投資主又は登録投資口質権者として<u>することができる</u>ものとします。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第 6 章 執行役員、監督役員及び役員会</p> <p>第29条（役員会の招集及び議長） （記載省略）</p> <p>2.（記載省略）</p> <p>3. 執行役員が2名の場合における役員会招集権者以外の執行役員は投信法第106条第2項の規定により、監督役員は投信法第106条第3項の規定により、役員会の招集を請求することができます。</p> <p>4.（記載省略）</p>	<p>第 6 章 執行役員、監督役員及び役員会</p> <p>第29条（役員会の招集及び議長） （現行どおり）</p> <p>2.（現行どおり）</p> <p>3. 執行役員が2名の場合における役員会招集権者以外の執行役員は投信法第113条第2項の規定により、監督役員は投信法第113条第3項の規定により、役員会の招集を請求することができます。</p> <p>4.（現行どおり）</p>
<p>第30条（執行役員及び監督役員の責任免除） 本投資法人は、<u>投信法第109条第9項の規定により、役員会の決議をもって、同条第1項第4号の行為に関する執行役員（執行役員であった者を含む。）又は監督役員（監督役員であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができるものとします。</u></p>	<p>第30条（執行役員及び監督役員の責任免除） 本投資法人は、役員会の決議によって、執行役員（執行役員であった者を含む。）又は監督役員（監督役員であった者を含む。）の<u>投信法第115条の6第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める額を控除して得た額を限度として免除することができるものとします。</u></p>
<p>第 8 章 投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託会社</p>	<p>第 8 章 投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託会社</p>
<p>第35条（資産の運用、保管及びその他事務に係る業務の委託） 本投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を投資信託委託業者（以下「資産運用会社」といいます。）へ、資産の保管に係る業務を資産保管会社へ委託します。本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務で投信法第111条に定める事務（以下「一般事務」といいます。）については第三者へ委託します。</p>	<p>第35条（資産の運用、保管及びその他事務に係る業務の委託） 本投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を投資信託委託業者（以下「資産運用会社」といいます。）へ、資産の保管に係る業務を資産保管会社へ委託します。本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務で投信法第117条に定める事務（以下「一般事務」といいます。）については第三者へ委託します。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 本投資法人の成立後に委託する一般事務のうち、発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務、<u>発行する投資法人債の名義書換に関する事務、投資証券及び投資法人債券の発行に関する事務並びに投資法人債権者に係る事務（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）第124条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいいます。）</u>は、募集の都度、一般事務受託会社を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとします。</p>	<p>2. 本投資法人の成立後に委託する一般事務のうち、発行する投資口及び投資法人債を<u>引き受ける者の募集に関する事務、投資主名簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資主名簿及び投資法人債原簿に関する事務、投資証券及び投資法人債券の発行に関する事務並びに投資法人債権者に係る事務は、募集の都度、一般事務受託会社を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとします。</u></p>
<p>第37条（資産運用会社の名称及び住所並びに資産運用委託契約の概要） 資産運用会社の名称及び住所 名称：<u>株式会社パワーインベストメント</u> 住所：<u>東京都新宿区西新宿六丁目8番1号</u> <u>住友不動産新宿オークタワー27階</u></p> <p>2.（記載省略）</p>	<p>第37条（資産運用会社の名称及び住所並びに資産運用委託契約の概要） 資産運用会社の名称及び住所 名称：<u>グロースリート・アドバイザーズ株式会社</u> 住所：<u>東京都千代田区九段北四丁目1番9号</u></p> <p>2.（現行どおり）</p>
<p>第9章 その他</p>	<p>第9章 その他</p>
<p>第38条（諸費用の負担） （記載省略）</p> <p>2. 前号に加え、次の各号に掲げる費用を負担します。 (以下(1)から(8)につき記載省略) (9) 借入金に係る利息 (以下(10)及び(11)につき記載省略)</p>	<p>第38条（諸費用の負担） （現行どおり）</p> <p>2. 前号に加え、次の各号に掲げる費用を負担します。 (以下(1)から(8)につき現行どおり) (9) 借入金及び投資法人債に係る利息 (以下(10)及び(11)につき現行どおり)</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>附則</u> <u>第3条（本店の所在する場所）の変更は、本投資法人の役員会において本店移転日を決議し、本店移転を実施したときより適用します。第37条（資産運用会社の名称及び住所並びに資産運用委託契約の概要）の変更は、平成18年5月において、名称及び住所がそれぞれ変更されたときより適用します。なお、本附則は適用時期経過後規約から削除します。</u></p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員土屋孝樹より、本投資主総会終結の時をもって辞任の申出があったため、新たに執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、第3号議案（監督役員1名選任の件）の監督役員候補者の就任の承諾を受けることを停止条件として効力が発生するものであり、本投資主総会終結後に当該執行役員候補者が監督役員を辞任し、且つ、第3号議案の監督役員候補者が就任を承諾した後、当該執行役員候補者は、執行役員に就任できるものとします。

本議案における執行役員の任期は、平成20年1月17日までとなります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 投資口数 (口)
角 替 隆 志 (昭和30年4月18日)	昭和53年4月 富士ゼロックス株式会社入社 昭和57年9月 等松・青木監査法人（現監査法人トーマツ）入所 昭和60年9月 アスカコンサルティング株式会社入社 平成3年9月 角替隆志税理士事務所（現麹町税理士法人）開業（現任） 平成16年1月 本投資法人監督役員就任（現任）	0

第3号議案 監督役員1名選任の件

監督役員角替隆志より、本投資主総会終結の時をもって辞任の申出があったため、新たに監督役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における監督役員の任期は、平成20年1月17日までとなります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 投資口数 (口)
三木正志 (昭和27年5月5日)	昭和50年4月 山一証券株式会社入社 昭和55年1月 株式会社システムハウスミルキーウェイ 代表取締役専務 昭和57年10月 公認会計士登録 平成10年10月 株式会社ユニシク代表取締役社長 平成16年4月 株式会社ミロク情報サービス執行役員営業 副本部長 平成18年4月 同社執行役員営業本部会計事務所チャネル 事業部長(現任)	0

[参考事項]

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人規約第23条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案乃至第3号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

投資主総会会場ご案内略図

【会 場】 東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号

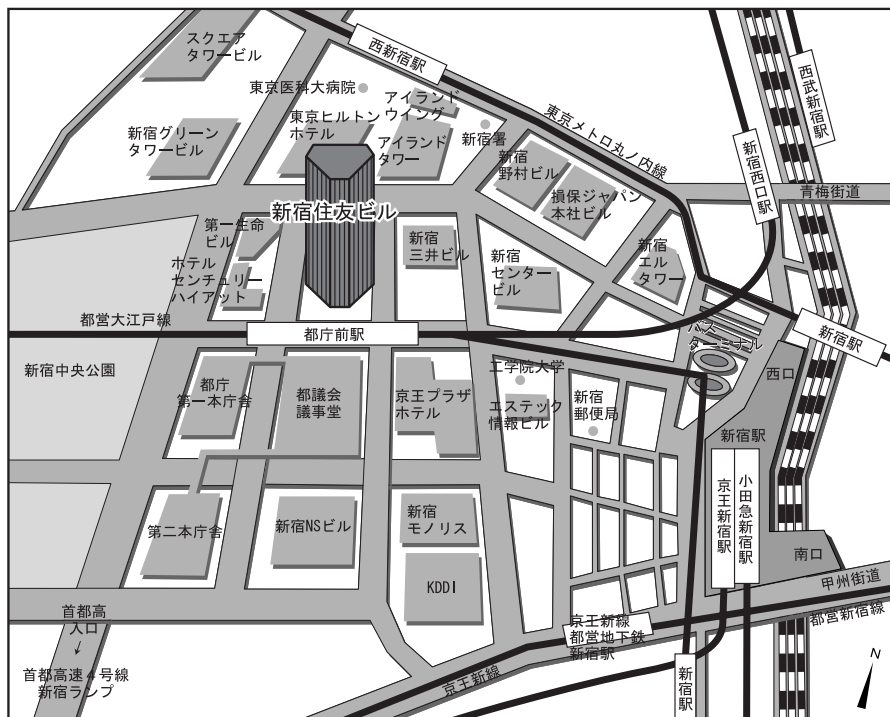
新宿住友ビル47F スカイルームB 5・6

【電話番号】 03-3344-6983

【最寄り駅】 J R線・小田急線・京王線・東京メトロ丸ノ内線「新宿」駅徒歩約8分

東京メトロ丸ノ内線「西新宿」駅徒歩約5分

都営地下鉄大江戸線「都庁駅前」駅A6出口直結



お願い：会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。